

## IMO 第 78 回海上安全委員会(MSC78)の結果について

平成 16 年 5 月 12 日から 5 月 21 日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)において標記会合が開催されたところ、主な審議結果は、以下のとおり。

### 1. 強制要件に関わる改正の検討及び採択

#### (1) SOLAS 条約(海上人命安全条約)及び関連強制コード等の改正

##### ① SOLAS 第 II-1 章の改正 (検査点検用アクセス設備)

本件は、タンカー及びバルクキャリアの検査点検を容易にする設備であり、2002 年 12 月の MSC76 において採択され、2004 年 7 月 1 日発効、2005 年 1 月建造の新造船から適用されることとなっていた。しかし、昨年、ギリシャより、その内容を緩和する改正案が出され、多くの支持を集めた結果、今次会合において改正案が採択された。

本改正は、2006 年 1 月 1 日に発効予定だが、2005 年 1 月 1 日からの適用を容認する決議も採択された。

##### ② その他 SOLAS 条約及び強制コードの改正

救命艇の訓練中の事故を軽減するための SOLAS 条約の改正、国際海事危険物コード(IMDG)等の改正が行われ、2006 年 7 月 1 日発効予定。

#### (2) STCW コード(船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関するコード)の改正

海技資格の証書様式に係る改正案(条約名の形式改正)が採択された(2006 年 7 月 1 日発効予定)。

また、我が国より野間次席海技試験官の有識者リストへの追加が承認された。

### 2. バルクキャリアの安全

バルクキャリアの安全 (SOLAS 第 XII 章) については、さらに安全性を向上するため、新造船については 2 重船側構造の強制化及び自由降下型救命艇の設置、単船側の現存船については隔倉積み禁止を中心とする対策が合意され、今次会合で、SOLAS 条約の改正が合意されることとなっていた。

しかし、ギリシャを中心とする多くの国々が、新造船についても単船側構造を認めることを要求した結果、単船側、2 重船側どちらも認める条約改正案が合意された。本改正案は今年 12 月の MSC79 で採択され、2006 年 7 月 1 日発効する予定。

### 3. 海事保安対策(セキュリティー)

2002年12月に採択された海事保安強化に係る SOLAS 条約第XI-2章は、本年7月1日の発効を控え、今次会合において、以下のとおり、その確実な実施に関する議論が活発に行われた。

- (1) SOLAS 条約第 XI-2 章実施に係るガイダンスとして以下の事項が決定された。
  - ① 船舶による寄港情報の記録義務は、本年7月1日以降に寄港した港から適用されることが確認された。
  - ② SOLAS 条約非適用港等に寄港した際の船舶側のとるべき措置として、一方的な船舶保安宣言(Declaration ob Security)の実施に係るガイダンスの策定。
  
- (2) ポートステートコントロール(PSC)に関する暫定ガイドラインが策定された。
  
- (3) 米国が提案していたロングレンジトラッキングシステム(船舶の動静を長距離から補足するシステム)の強制化については、検討課題を残しており、さらに小委員会(COMSAR)で検討することとなった。

また、会議期間中、石田安全基準課長が、日本の取り組み状況についてプレゼンテーションを行った。

(参考)

採択された改正及び新規条約・規則(コード)等

条約・規則等	改正項目	内容等	発効日
SOLAS 条約	第II-1章 A-1部 3-6 規則 (MSC Res. 134(76))の改正 油タンカー及びばら積み貨物船の貨物区域内への通行設備 ■適用日：2006.1.1 本改正の適用を2005年1月1日以降の建造船から2006年同日以降に変更(2005年より先取り可能) MSC/Circ. 1107 参照	長さを全長。船橋視界の長さ変更	2006.1.1
	第III章の改正 非常時のための訓練及び操練 19-3 規則 操作の準備、保守及び点検 20-3 規則 20-6&7 規則 個人用救命設備 32-3 規則 ■適用日：2006.7.1	退船操練について救命艇降下時の乗組員の乗艇を非強制化した 救命設備のマニュアルの備え付けとメンテナンス点検時の救命艇の降下、離脱装置のメンテナンスについての改正 貨物船へのイマーシヨンスーツの人数分(+遠隔場所で作業する人数分)の備え付け(2006年7月1日以降に受検する最初の安全設備検査まで)	2006.7.1
	第IV章の改正 保守要件 ■適用日：2006.7.1	EPIRB のメンテナンスのインターバルの HSSC との調和	2006.7.1
	付録 ■適用日：2006.7.1	貨物安全設備証書から保温具の設備を示す欄を削除	2006.7.1
	第V章の改正 ■適用日：2006.7.1		2006.7.1
	2 規則 定義 ■適用日：2006.7.1	「搜索救難サービス」を追加	2006.7.1

	<b>33 規則 遭難通報</b> ■適用日：2006.7.1	遭難通信→遭難状態に変更、義務と措置についての詳細の追加	<b>2006.7.1</b>
	<b>34 規則</b> 安全航行及び危険回避 ■適用日：2006.7.1	文言の軽微な変更	<b>2006.7.1</b>
<b>SOLAS 88 議定書の改正</b>	付録 証書様式の改正 ■適用日：2006.7.1	貨物船安全設備証書、安全証書から保温具の設備を示す欄を削除	<b>2006.7.1</b>
<b>IMDG コードの改正</b>	コード全体 ■適用日：2006.1.1	全面見直し	<b>2005.7.1</b>
強制決議の改正 (Res. MSC. 158 (78))	<b>PMA の技術要件 (Res. MSC. 133(76))の改正</b> ■適用日：2006.1.1	<b>PMA の技術的要件の緩和</b>	<b>2005.7.1</b>
	<b>MSC/Circ. 1107</b>	<b>PMA の変更と先取り実施</b>	<b>2004.5.25</b> 付け